

# 1 地球環境



## 1 地球環境の現況と課題

### 1 地球温暖化▼

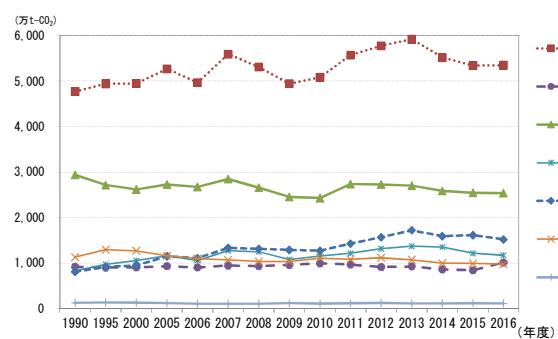
「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ▼」の「第5次評価報告書」では、「人為起源の温室効果ガス▼の排出は、20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」と指摘しています。同報告書では、1986（昭和61）～2005（平成17）年を基準とした2081～2100年における世界平均地上気温は、最も気温上昇が大きいシナリオでは約3.7°C（2.6～4.8°C）上昇すると予測しています。また、産業革命からの気温上昇を2度以内に抑制するためには、今後数十年にわたり大幅に温室効果ガスの排出を削減し、21世紀末までに排出をほぼゼロにすることが必要であることが指摘されています。現在、第6次の報告書の作成作業が行われています。

2015（平成27）年11～12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約▼第21回締約国会議（COP21）」において、2020（令和2）年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定▼」が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として2°C目標のみならず1.5°Cに抑える努力を追求することへの言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出すべきこと、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれています。2020（令和2）年からのパリ協定実施に向けて、2018（平成30）年12月にポーランドで開催されたCOP24では、パリ協定の実施指針が採択されました。

我が国はCOP21に先立ち、2015（平成27）年7月に、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26.0%減とする温室効果ガス削減目標を決定し、条約事務局に提出しています。2016（平成28）年5月には、政府は我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、2019（令和元）年6月に、政府として「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すという長期的なビジョンを示しました。

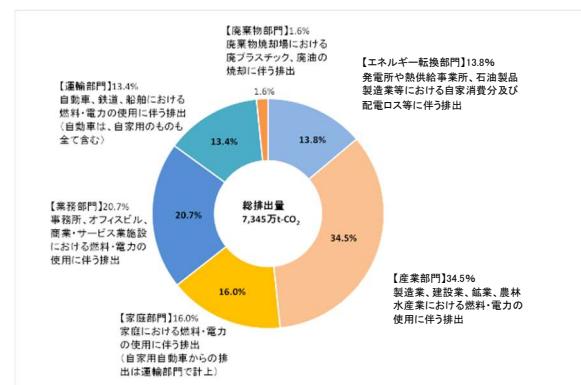
県内の状況としては、2016（平成28）年度の県内の二酸化炭素排出量（速報値）は7,345万t-CO<sub>2</sub>で、前年度2015（平成27）年度と比較すると0.1%の増加となっています。また、部門別の構成比では、産業部門（34.5%）が大きく、業務部門（20.7%）と家庭部門（16.0%）が続いています。

▲図2-1-1 県内の二酸化炭素排出量の推移



▲図2-1-2 二酸化炭素排出量

（2016（平成28）年度速報値）の部門別構成比

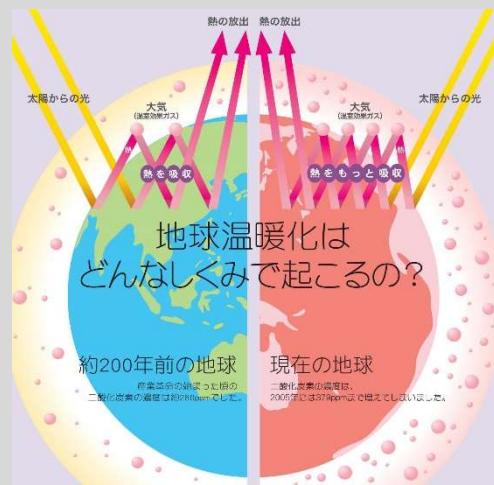


## コラム 地球温暖化のしくみ

地球の温度は、太陽から送られてくる熱（日射）と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。

地球を取り巻く大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表から宇宙に向かって放出される熱を吸収し、再び地表に放射する性質があり、この働きによって地表の平均気温は約 14℃に保たれています。

しかし、経済活動の活発化などに伴い、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に燃やすようになったため、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が急激に増加しました。現在では、温室効果ガスの人為的な排出量は自然の吸収量の約 2 倍に達し、大気中の二酸化炭素の濃度も産業革命以前の 280ppm 程度から、400ppm を超えるまでに上昇しています。その結果、宇宙への熱の放出を抑える温室効果が強まり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが地球温暖化と呼ばれる現象です。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

## 2 気候変動▼の影響への適応

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の「第 5 次評価報告書」では、気候変動の影響がますます深刻になると指摘され、また「気候変動の多くの特徴及び関連する影響は、たとえ温室効果ガスの人為的な排出が停止したとしても、何世紀にもわたって持続するだろう。」と予測されています。我が国においても、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活といった広範な分野で影響が生ずることが予測されています。県内でも、平成 30 年 7 月の記録的な猛暑では月平均気温が 28.0℃ と統計開始以来最も高い記録を更新し、県内の熱中症搬送者数が 7 月と 8 月の合計で 4 千人を超えたほか、農産物の生育における開花時期の変化、暖海性魚類の食害による磯焼けなど、地球温暖化の影響と考えられる現象も現れ出しています。

地球温暖化を防止するための対策である「緩和策」を着実に進めるとともに、既に現れている影響や今後中長期的に避けることのできない影響に対処する「適応策」を計画的に進めることが必要となっています。

国では、平成 27 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進することとしました。その後、平成 30 年 6 月に「気候変動適応法」が成立し、国は同法に基づき平成 30 年 11 月に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。これにより、適応策が法的に位置付けられるとともに、国や地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応を推進するための役割が明確化されました。

▲図2-1-3 気候変動適応法における各主体の役割



### 3 オゾン層▼の破壊

オゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生物を守っています。しかし、このオゾン層がフロン等の化学物質によって破壊され、著しく減少しています。特に南極域上空ではオゾンの減少が激しく、オゾン層に穴があいたように見えるため「オゾンホール」と呼ばれています。オゾンホールは、1980（昭和 55）年頃から現れるようになり、1992（平成 4）年以降は大規模なものが出現しています。

オゾン層保護のため、1985（昭和 60）年に「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、1987（昭和 62）年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、議定書締約国ではフロン類等の生産や輸入を制限し、順次削減を行っています。我が国でも、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」が制定され、ハロン、CFC、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素の生産が全廃されました。また、HFCについては 2020（令和 2）年に生産を全廃することが決定しています。

フロン類の回収については、平成 25 年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、平成 27 年に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）と名称を改めて施行されました。この法律により、フロン類の回収を含めた製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた対策が行われています。また、家庭用冷蔵庫・家庭用エアコンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、使用済自動車のカーエアコンについては「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」によりフロン類の回収が行われています。

## 2 地球環境保全に関する県の取組

### 1 地球温暖化対策の推進【環境計画課、森林再生課、エネルギー課】

県では、一層の温暖化対策の強化を図るため、平成 21 年 7 月に「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。また、同条例に基づき平成 22 年 3 月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、その後の状況の変化等を踏まえ、平成 28 年 10 月に同計画を改定しました。改定では、温室効果ガスの新たな削減目標を設定したほか、新たに適応策（地球温暖化への適応を図るための取組）を位置付けました。

さらに、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する基本方針、目標を定めた「事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」として平成 29 年 3 月に改定しました。

この条例と 2 つの計画に基づき、計画的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

#### 神奈川県地球温暖化対策推進条例

平成 21 年 7 月に県は、「化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくこと」を目的とした「神奈川県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。

条例の基本的な考え方は、①事業者や県民など各主体に対し、それぞれの立場・責任に応じた主体的な取組みを促すこと、②各主体相互の連携・協働を促すこと、③本県の環境問題に関する経験や技術の集積など先進性や優位性を活用すること、の 3 点です。

条例では、大規模な「事業活動」、「建築物」及び「開発事業」に対して、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した「計画書」の提出を義務づける「温暖化対策計画制度」を規定するとともに、再生可能エネルギー▼等の環境配慮技術の研究開発や活用の促進、公共交通機関の利用促進、温室効果ガスの排出のより少ない自動車の普及、日常生活における温暖化対策、温暖化対策教育の推進などについて、県や県民・事業者等の役割や責務を明らかにしています。

平成 28 年 10 月に、地球温暖化対策計画に定める事項に地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項を加えるなどの改正を行いました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県地球温暖化対策推進条例

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417507/>

## 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成 22 年 3 月に策定し、国が新たな温室効果ガス削減目標（2030（令和 2）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0% 削減）を設定したことなどの状況変化を踏まえて、平成 28 年 10 月に改定しました。

改定した計画では、計画期間は 2016（平成 28）年度から 2030（令和 12）年度までの 15 年間とし、新たな温室効果ガス削減目標として「2030（令和 12）年度の県内の温室効果ガス\*の総排出量を 2013（平成 25）年度比で 27% 削減」することを目指す目標を設定しました。

その他、分散型エネルギー・システムの構築に向けた「かながわスマートエネルギー計画」による取組などを追加し、地球温暖化を防ぐための取組（緩和策）をこれまで以上に進めるとともに、それでも避けられない地球温暖化による影響に対して被害を最小限に食い止めるための取組（適応策）についても新たに計画に位置付けました。

なお、この計画は条例に基づく計画であるほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 3 項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けていますが、平成 30 年に成立した「気候変動適応法」に基づき、同法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」にも位置付けています。

\* 温室効果ガス：本計画では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の 7 種類を対象としています。

## ■ 緩和策（地球温暖化の防止を図るための取組）

### 【主な取組】

- 産業部門の削減対策（製造業、農林水産業など）
  - ・ 大規模事業者の自主的な温室効果ガス削減の促進
  - ・ 中小規模事業者に対する省エネルギー診断などの支援
- 業務部門の削減対策（小売業・サービス業、公的機関など）
  - ・ 建築物温暖化対策計画書制度やZEB\*の普及による建築物の省エネルギー化
  - ・ BEMS\*等の導入、設備や機器の高効率化の促進
- 家庭部門の削減対策（家庭生活における電気やガスの使用など）
  - ・ 家庭における省エネルギーの実践など低炭素型のライフスタイルの促進
  - ・ 高断熱・高気密な省エネルギー住宅やZEH\*の普及による住宅の省エネルギー化
  - ・ HEMS\*の導入、省エネルギー性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備\*の普及
- 運輸部門の削減対策（自動車の運転など）
  - ・ 環境負荷の少ない自動車等の利用促進、エコドライブの促進
  - ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車などの利用促進
- 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進
  - ・ 太陽光発電や小水力発電、太陽熱など再生可能エネルギー等の導入促進
  - ・ 安定した分散型電源の導入拡大

\* ZEB、ZEH：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物や住宅

\* BEMS、HEMS：Building Energy Management System、Home Energy Management System の略。建築物や住宅において、エネルギー消費機器と太陽光発電システムや蓄電池等のネットワーク化などにより、エネルギー管理を行うシステム

\* 高効率な給湯設備：潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式給湯器などのエネルギー効率の高い給湯設備

## ■ 適応策（地球温暖化への適応を図るための取組）

地球温暖化を防ぐための取組（緩和策）に最大限取り組んだとしても避けられない地球温暖化による影響に対して、被害を最小限に食い止めるための取組（適応策）にも取り組みます。

### 予測される影響の例

- 農林水産業への影響
- 自然生態系への影響
- 自然災害の被害拡大
- 生活や健康への影響

### 影響への対策の例

- 影響の把握（モニタリング調査、情報収集等）
- 対策の研究、対策技術の確立、技術支援
- 影響や対策についての知識の普及啓発

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417509/>

神奈川県地球温暖化対策計画

検索



## 条例・計画に基づく取組

### ■ 事業活動における地球温暖化対策の推進

#### ○ 事業活動温暖化対策計画書制度の実施

県では、工場や事業場を設置している一定規模以上の大規模排出事業者に、事業活動に伴う温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務付け、それを県が公表する事業活動温暖化対策計画書制度を、平成 22 年 4 月 1 日から施行しています。

平成 29 年度に計画期間が終了した大規模排出事業者のうち、二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合は 58.1% でした。

- ・対象：原油換算エネルギー使用量が 1,500kℓ/年以上又は 100 台以上の自動車を使用する事業者

▲表2-1-1 計画期間が終了した大規模排出事業者のうち  
二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合

	平成 28 年度	平成 29 年度
二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合	63.8%	58.1%

※県内の事業所・店舗等に係る合計数量で判断します。(フランチャイズチェーンは1事業者とみなします。)

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/>

神奈川県 事業活動

検索

#### ○ 中小規模事業者の省エネルギー対策への支援

中小規模事業者は、一般的に、情報、人材、資金の不足などから、地球温暖化対策が遅れている傾向にあります。そこで、県では、中小規模事業者を対象とした、省エネルギー対策に関する診断事業やフォローアップ事業を実施しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/>

中小規模事業者省エネルギー対策支援

検索

### ■ 建築物における地球温暖化対策の推進

#### ○ 建築物温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に、環境性能評価の実施や評価結果、再生可能エネルギー等の活用の検討結果などを記載した計画書の提出、販売や賃貸をする際の広告への環境性能表示を義務付け、それを県が公表する建築物温暖化対策計画書制度を、平成 22 年 4 月 1 日から施行しています。平成 24 年 10 月 1 日からは、東日本大震災後のエネルギー需給対策の情勢等を踏まえ、再生可能エネルギーの新築等建物への導入をより一層促進するため、対象を拡大しました。

- ・対象：新築、改築又は増築に係る延べ床面積が 2,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物  
(平成 24 年 9 月 30 日以前は、5,000 m<sup>2</sup> を超える建築物)

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6675/>

建築物温暖化対策計画書制度

検索

## ■ 低炭素型のまちづくり

### ○ 特定開発事業温暖化対策計画書制度の実施

県では、一定規模以上の開発事業を行う事業者に、エネルギーの共同利用や自動車利用の抑制等の措置に関する計画書の提出を義務付け、それを県が公表する特定開発事業温暖化対策計画書制度を、平成22年4月1日から施行しています。

- ・対象：10,000 m<sup>2</sup>以上の開発区域において、延べ床面積の合計が5,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の新築を目的とする開発事業

詳しくは、ホームページをご覧ください。

特定開発事業温暖化対策計画書制度

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6676/>



## ■ 再生可能エネルギー等の普及拡大

### ○ 住宅用太陽光発電設備設置への支援

県の家庭部門における二酸化炭素排出量は依然として高い傾向にあり、部門別構成比では約16%となっています。(平成28年度速報値)。家庭部門の温暖化対策の一層の推進を図るため、平成27年度からは、省エネと太陽光発電等による創エネにより住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH))の導入費用に対する補助(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金)を実施しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f300183/zeh.html>



### ○ かながわソーラーバンクシステムの取組

県では、太陽光発電の普及拡大を図るため、太陽光発電設備を県民の皆様にリーズナブルな価格で安心して設置していただく「かながわソーラーバンクシステム」に取り組んでいます。「かながわソーラーセンター」で、太陽光発電設備の設置に関する一般的、個別の相談を受け付けるほか、住宅用の基本設置プランに加えて、無償で太陽光発電設備を設置し、安い電気料金で電気を供給するプランや、太陽光発電設備を設置者自身が組立・設置するDIYプランなどを紹介しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

かながわのソーラーバンクシステム

検索

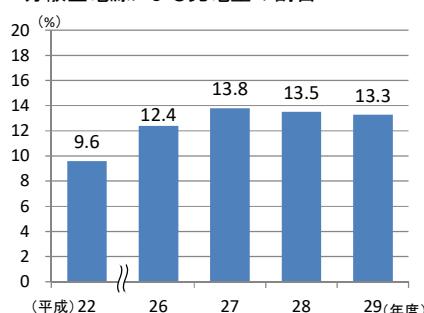
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/f360844/>



### ○ 分散型電源の導入促進

太陽光発電等の再生可能エネルギー、ガスコーチェネレーション、家庭用燃料電池等の普及に取り組み、平成29年度における県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合は、13.3%となっています。

▲図2-1-4 県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合



## ○ 計画書制度による再生可能エネルギー等の導入促進

一定規模以上の建築物の新築又は増改築をする場合や、一定規模以上の開発事業を行う場合には、建築物温暖化対策計画書制度及び特定開発事業温暖化対策計画書制度において、太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギー等の活用の検討を義務付けています。

## ■ 森林の整備・保全等の推進

県では、水源保全地域内の荒廃が懸念される私有林の公的管理・支援や、県有林等の適正管理等に取り組むとともに、県産木材の有効活用の促進を図るため、生産・加工・消費にわたり、総合的な取組を行っています。

## ■ ライフスタイルの転換

### ○マイエコ10(てん)宣言の普及拡大

かながわ地球環境保全推進会議▼が推進する改訂新アジェンダ21かながわ「私たちの環境行動宣言かながわエコ10(てん)トライ▼」では、県民、企業、NPO、行政など様々な主体が、地球環境問題を自分のこととして考え、環境にやさしい暮らし方を宣言して実践する「マイエコ10(てん)宣言」の普及啓発を進めています。これは、平成27年度まで実施していた「マイアジェンダ登録」を引き継いだもので、90の行動メニューから自分の取り組みたい項目を10個選び、日々実践するとともに、新しいメニューにもどんどんトライしていくことにより、持続可能な社会の実現に向けた取組の環を広げていくものです。

## ■家庭における地球温暖化対策の推進

### ○住宅の省エネルギー化

県では、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、窓用の断熱シート等の省エネ関連商品を使用して自分でできる住宅の省エネリフォームを「省エネD.I.Y」と名付け、節電、節水等の家庭での省エネルギー行動も含め、県内のホームセンター等と協力して普及啓発を行う事業に平成29年度から取り組んでいます。

また、平成30年度には、県内の工務店等が実施した、断熱性・気密性・日射遮蔽性能を高める省エネリフォームの事例を集めた「住宅の省エネリフォーム事例集」を作成しました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

神奈川県住宅の省エネルギー化

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f536517/>

### ○省エネルギー家電の導入促進

県内の家電量販店や電機商業組合と協力して、近年の省エネ性能の向上が顕著な電気冷蔵庫とエアコンを対象に、省エネ性能の高い製品に買い替えた方に抽選で賞品が当たるキャンペーンを平成28年度、平成29年度に実施し、家庭での温室効果ガス削減を促進する取組を行いました。(平成30年度は九都県市\*で実施)。

\*九都県市:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

## ■適応策

地球温暖化をはじめとする気候変動の県への影響を把握するため、将来の影響を予測するとともに評価を整理し、影響が大きいと考えられる項目に対し、影響に対処するための施策(適応策)を実施しています。

適応策について県民や事業者に普及啓発とともに、県の試験研究機関において農業・水産業における影響や対策について研究等を行っています。

気候変動適応法に基づき、平成 31 年 4 月に県環境科学センターを「神奈川県気候変動適応センター」として位置付け、県内の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理等、また県民や企業等に向けた情報提供を行っています。

### ■ その他の取組

#### ■ 九都県市による地球温暖化対策の推進

九都県市首脳会議環境問題対策委員会では、自らの率先行動の取組を示すとともに、住民や事業者に、省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解していただき、率先して行動することを促すため、普及啓発活動を実施しました。平成 30 年度は、「あなたのおうちの家電は何年製ですか？省エネ家電買替キャンペーン」の実施、低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）に関する講演会の開催などを行いました。

### ■ 地球温暖化対策についての県の率先実行

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」に基づき、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画として、平成 22 年 3 月に「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」を策定し、平成 29 年 3 月に同計画を「神奈川県温室効果ガス抑制実行計画」に改定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付けています。

この計画では 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比でエネルギー起源の二酸化炭素排出量を 40% 削減する目標を、また中間目標として、2021（令和 3）年度に 2013（平成 25）年度比で電力使用量又は電力使用量原単位を 8 % 程度削減する目標を設定しています。削減目標の達成に向けた対策として、庁舎の省エネ改修や再生可能エネルギーの導入等の全庁的な取組や、知事部局、企業庁、教育委員会、警察の各エネルギー管理を行う者の主な取組を位置付けています。

▲表2-1-2 温室効果ガス(エネルギー起源二酸化炭素)の排出状況(2018(平成30)年度) (単位:t-CO<sub>2</sub>)

	2013 年度(基準年度)	2018 年度 実績	基準年度比増減量	基準年度比増減率(%)
知事部局	137,360	107,537	△29,823	△21.7
企業庁	54,899	44,958	△9,941	△18.1
教育委員会	33,312	35,861	2,549	7.7
警察	66,571	57,783	△8,788	△13.2
合計	292,141	246,138	△46,003	△15.7

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和等は必ずしも合計欄等の値には一致しません。

#### ■ 県有施設における施設・整備の省エネルギー改修等

県施設からの二酸化炭素排出量を減らすため、県では効果的な省エネルギー対策として、県施設へのESCO事業▼を導入することとし、平成 17 年度から平成 20 年度までの間に 8 施設に導入し、平成 29 年度末までの累計で 17,235t-CO<sub>2</sub> が削減され、一定の成果を得ることができました（平成 30 年年度末現在、対象施設はありません。）。

ESCO事業導入の成果については民間オフィスビルなどへの普及のきっかけとなるよう、ホームページ等において広く公表しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

ESCO事業

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4299/index.html>



## ■ 県有施設等における再生可能エネルギーの率先導入

県自らも再生可能エネルギーの率先導入に努めています。

平成30年度は、運転免許センター本館棟、厚木警察署、大船フロワーセンターの3施設に太陽光発電設備を設置しました。

## 2 国際環境協力の推進【環境計画課】

### ■ (公財)地球環境戦略研究機関(IGES)への支援

県では、国際環境協力の推進を図るため、国際的な環境政策研究機関である(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)を平成9年に湘南国際村に誘致し、IGESが実施するアジア太平洋地域の持続可能な開発▼の実現を目指した調査研究や研究成果の発信活動に対する支援を行っています。

### ■ 九都県市による国際環境協力の推進

九都県市首脳会議環境問題対策委員会では、環境分野における国際協力・途上国支援として、JICA横浜が企画する「青年研修事業」に参画し、平成30年8月19日から9月5日にかけてタイ王国から研修員の受け入れを実施しました。県では、8月30日に県が実施する地球温暖化対策について講義を行うとともに、環境に関する取組を積極的に行っている県内企業を視察し、その環境活動を紹介しました。

## 3 オゾン層保護対策【大気水質課】

### ■ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく規制・指導

業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の適正な管理を推進するため、県では法律に基づき、フロン類の充填回収業者に対し適切な充填及び回収を指導するとともに、機器の管理者に対し適切な管理を指導しています。

この法律により、フロン類の充填又は回収を行おうとする者は、県知事から事業者の登録を受けるとともに、フロン類の充填量及び回収量等の報告を行うことなどが義務付けられています。また、機器の管理者は、機器の点検など適切な管理が義務付けられています。

▲表2-1-3 業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等(平成29年度)

(単位:kg)

	29年度回収量	29年度当初保管量	計	29年度破壊業者引渡量	29年度再利用量	29年度末保管量	計
神奈川県	380,363	6,338	386,701	288,624	91,165	16,651	396,440
全国	5,094,363	240,907	5,335,270	3,020,751	2,041,664	281,208	5,343,623

※小数点第一位を四捨五入したため、数値の和は必ずしも合計欄の値には一致しません。